

吉里地区社会福祉協議会 会則

【名称】

第1条 この会は、吉里地区社会福祉協議会(以下「本会」という。)と称し、愛称を「吉里地区福祉活動協議会」と称する。

【目的】

第2条 本会は、吉里地区の地域住民が主体的に福祉活動に参画することにより、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

【事務所】

第3条 本会の事務所は、岐阜県海津市海津町松木 783 番地の旧吉里小学校附属幼稚園に設置する。

【事業】

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 吉里地区の福祉課題についての意見交換及び解決の為の調査研究。
- (2) 吉里地区に適應した地域福祉活動の計画実施。
- (3) 吉里地区において関係団体が行う福祉活動への援助協力
- (4) 社会福祉に関する広報・啓発
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) 市内全域を対象とした地域福祉事業への参画
- (7) その他、目的達成のため必要な事業

【組織構成】

第5条 本会の会員は、吉里地区に居住する全住民と、吉里地区を拠点とする学校、企業及び団体等で構成する。

【役員及び評議員】

第6条 本会に次の役員及び評議員を置く。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 理事 | 10 名程度 |
| (4) 会計 | 1 名 |
| (5) 監事 | 2 名 |
| (6) 評議員 | 15 名程度 |

役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、運営委員は会務の運営及び事業の遂行にあたる。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 監事は毎年1回以上本会の業務及び会計につき監査する。
- (6) 評議員は評議員会を組織し、予算決定等の重要事項を審議する。

役員及び評議員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・会計は理事の互選とし、評議員会で承認を得る。
- (2) 理事及び監事は、評議員のうちから選任する。
- (3) 評議員は、吉里地区の住民の方から選任する。但し必要に応じて会長が任命することができる。

【顧問】

第7条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は必要に応じ役員会の承認により会長が委嘱し、会の運営に協力する。

【役員任期】

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

役員は次期の役員が評議員会で選任されるまでの間は、任務を遂行するものとする。

【会議】

第9条 会議は理事会及び評議員会とする。

理事会は会長が招集し、議長を務める。

評議員会は会長が招集し、議長は評議員の中から選出する。

会議は出席者の過半数以上の賛成によって決する。可否同数の場合は議長が決する。

【理事会】

第10条 理事会は役員をもって構成し、次の事項を審議執行する。

- (1) 評議員会に付議すべき事項
- (2) 評議員の選任に関する事項
- (3) 本会の事業運営に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

【評議員会】

第11条 評議員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) その他会長が必要と認めた重要事項

【部会及び委員会】

第12条 第4条の事業を円滑に推進するため、本会に次の委員会を置くことができる。

- (1) サロン吉里運営委員会
- 委員会の規約は別に定める。

【会計】

第13条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

- (1) 海津市社会福祉協議会助成金
- (2) その他の補助金
- (3) 会費及び寄付金
- (4) その他の収入

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【報告】

第14条 会長は毎年度の事業計画及び予算、事業報告及び決算等を海津市社会福祉協議会会長に報告するものとする。

【その他】

第15条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成22年10月7日から施行する。

この会則施行前の「吉里地区福祉活動協議会会則（平成17年）」は、廃止する。

会長及び会計を補佐する為に会計補佐、書記をもうける。

スムーズに引き継ぐ為に事務局員を選任する。（任期は2年とする。～27年）

サロン吉里運営委員会規約

第一条

吉里地区社会福祉協議会の事業を企画運営実践する。

第二条

自治会長より運営委員(3名)、民生児童委員・福祉推進委員より運営委員(若干名)、企画責任者(10名程度)、事務局(3名)で構成する。

第三条

会議は、3ヶ月に1回開催する事を原則とし、その他必要がある場合は会長の指示で事務局が案内して開催し、事業を円滑に企画運営実践する。

あけぼのクラブの歌

- 一、 ひがしの空は まっかにそまり
のぼるお日さま にこにこがおよ
ああうつくしい あけぼのの空
ぼくらのクラブ あけぼのクラブ
- 二、 あこの山この森 かがやきわたり
みんな元気に 小鳥のように
今日もたのしい あけぼのの雲
わたしたちのクラブ あけぼのクラブ
- 三、 あかるく楽しい おうたを作り
ぼくらもわたしたちも 手に手をとって
ぐんぐんのびる あけぼのの空
みんなのクラブ あけぼのクラブ